

# 狭あい道路拡幅整備事業 協議の手引き

浦安市都市整備部道路政策管理課

令和6年4月

## <目次>

### 1. 事業概要

- (1) はじめに
- (2) 事業のしくみ
- (3) 手続きの流れ

### 2. 事前準備

- (1) 道路の概要
- (2) 後退用地の権原
- (3) 後退用地の整備
- (4) 建築敷地と道路の測量

### 3. 協議手続き

- (1) 協議申出書の提出
- (2) 現地確認
- (3) 協議承諾通知書の受領

### 4. 整備手続き

- (1) 寄付・買取の場合
- (2) 無償使用承諾の場合
- (3) 自主管理の場合
- (4) 私道の場合
- (5) 整備完了後の措置

### 5. 非課税手続き

- (1) 公衆用道路認定申請書の提出
- (2) 公衆用道路認定通知書の受領

### 6. 後退表示プレート

#### 参考資料

- ・ 協議申出書記入例
- ・ 協議申出書添付図面記入例
- ・ 協議申出書添付書類チェックリスト
- ・ 協議申出書様式

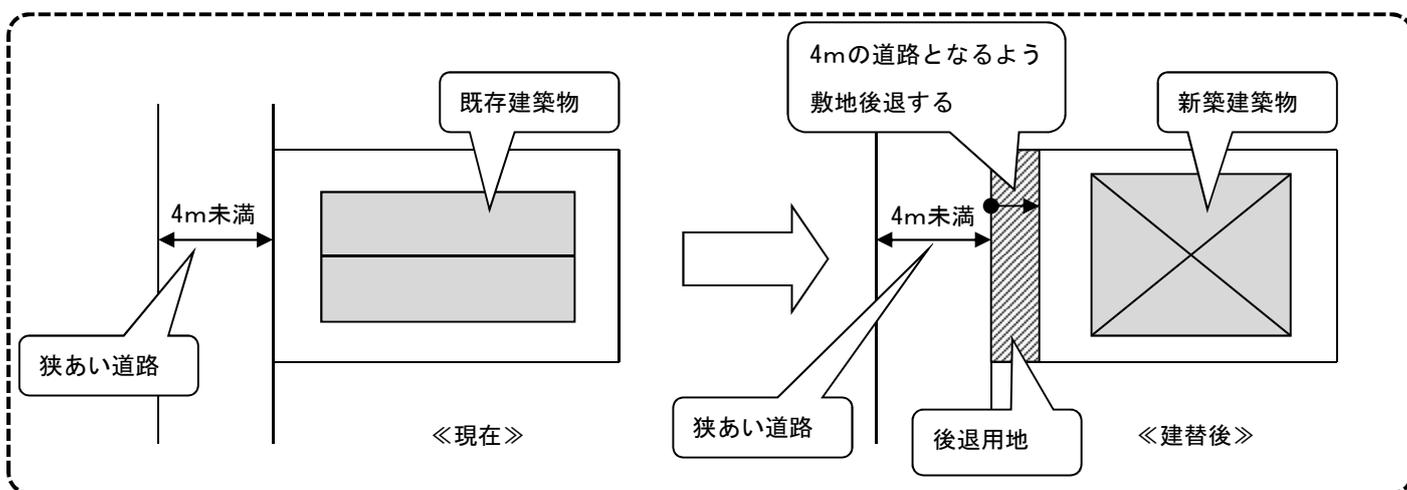
# 1. 事業概要

## (1) はじめに

私たちの身近にある道路は、日照や通風など快適な住環境を確保し、災害時の安全性を高める上で重要な役割を持っています。

このため、建築基準法では幅員4m以上の道を「道路」と規定していますが、市内には幅員4mに満たない狭い道がたくさんあります。こうした道は、住環境の悪化、交通障害、消防活動や避難の困難さ、延焼の危険性など、様々な問題を抱えています。

そこで浦安市では、建築物の建て替えにあわせて、狭い道が4mの幅員をもつ「道路」となるよう「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。安全で快適なまちづくりを進めるため、ご理解とご協力をお願いいたします。



## (2) 事業のしくみ

本市では「浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱（以下「要綱」という。）」を定め、これに基づいて、建築主等と市が協議をしていくこととなります。

### ●どんなときに協議が必要なのか？

（建築物を建て替え、新築、増築、改修などをする場合で）

- ・ 建築敷地が建築基準法第42条第2項道路に接する場合
  - ・ 建築敷地が4m未満の市道または市管理通路に接していて、市長が協議を求める場合
- ※建築敷地が狭あい協議対象かの確認は、道路政策管理課又は建築指導課にお問い合わせください。  
※私道の場合、建築主と私道の所有者、関係権利者にて道路後退線を定めてください。

### ●いつ協議するのか？

確認申請前に「協議申出書」を道路管理課に提出していただき、要綱で決められた内容について協議することとなります。標準処理は1ヶ月程度となりますので、時間に余裕を持って協議を行ってください。

狭あい協議前に道路境界確定を別途行っていただくようお願いします。確定手続きを経ていない場合で、狭あい協議において道路境界線に疑義がある場合には、通常より協議に時間を要することが見込まれるほか、建築敷地の面積が変わることがありますのでご注意ください。

●どのようなことを協議するのか？

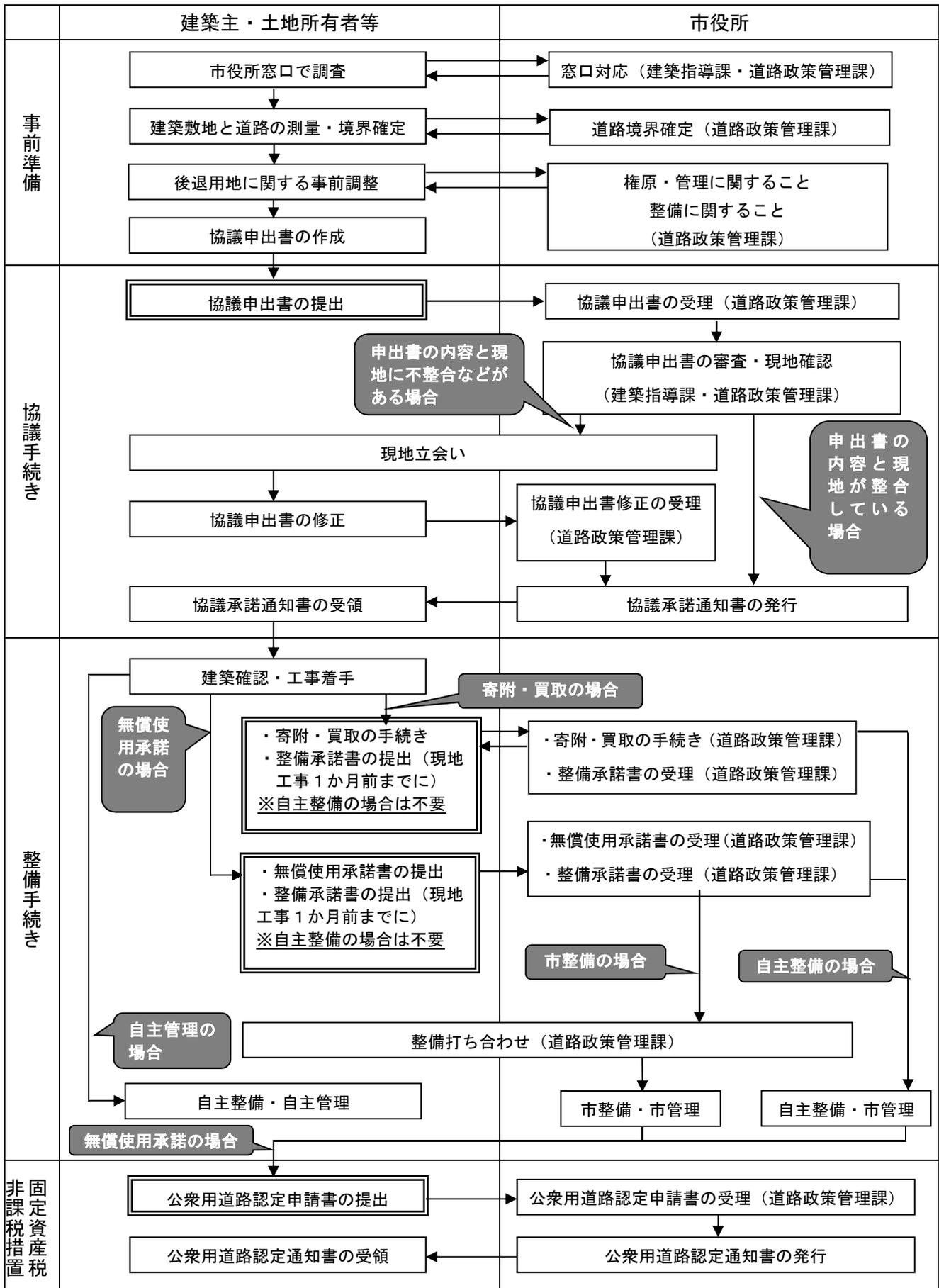
道路後退線の設定	2項道路の元道の設定について
後退用地の権原	後退用地の権原（所有権など）について、寄附・買取・無償使用承諾・自主管理から協議によって決定します。
後退用地の管理	後退用地の管理について、市が管理するか、土地所有者が管理するか、協議によって決定します。
後退用地の整備	後退用地の整備について、市が整備するか、建築主が整備するか、協議によって決定します。
固定資産税の非課税措置	無償使用承諾とした後退用地の固定資産税について、非課税とできるか協議によって決定します。
擁壁撤去等の費用助成	後退用地部分に擁壁（土留め部分のみ）や樹木がある場合は、擁壁の撤去築造や樹木移設の工事にかかった費用の一部を予算の範囲内で市が助成します。

※以下の要綱は市ホームページから閲覧できます。

- ・浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱
- ・浦安市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱

(3) 手続きの流れ

これから建築行為を行う敷地が“狭あい道路”に接する場合は、『狭あい道路拡幅整備事業』における協議が必要となります。その手続きの流れは以下のとおりです。



## 2. 事前準備

建築敷地が狭あい道路に接する場合は、建築確認申請の前に「浦安市狭あい道路拡幅整備に関する協議申出書」を提出する必要があります。協議申出書を作成する前に、以下の内容について準備をしてください。

### (1) 道路の概要

建築敷地に接する狭あい道路について、建築指導課（庁舎6階）及び道路政策管理課（庁舎6階）で確認してください。

- ①建築指導課で、「この建築敷地は狭あい協議の対象か？ 建築基準法第42条第2項道路に該当するか？」を確認してください。
- ②道路政策管理課で「市道もしくは市管理道路」になっているかを確認してください。また、道路境界確定が済んでいるか確認してください。道路後退線を算定するにあたり、事前に道路境界確定をお願いしています。境界確定の手続きについては、別途道路政策管理課で確認してください。

※私道の場合、建築主と私道の所有者、関係権利者にて道路後退線を定めてください。要綱に基づく協議は不要ですが、確認申請手続き前に関係図面を作成のうえ、建築指導課の現地立会いを受けてください。

### (2) 後退用地の権原

建築敷地に接する狭あい道路が“市道”もしくは“市管理道路”だった場合は、後退用地の所有権移転等について、以下の項目から希望を示してください。

寄付	<ul style="list-style-type: none"><li>・後退用地を市に寄付することです。</li><li>・後退用地の分筆登記などの手続きについては道路政策管理課に確認してください。（後退用地の舗装工事や維持管理は原則市で行いますが、舗装工事については自主整備とすることも可能です。）</li></ul>
買取	<ul style="list-style-type: none"><li>・後退用地を市で買取ることができます。</li><li>・後退用地の分筆登記は申出者が行ってください。所有権移転登記などの手続きは道路政策管理課が行います。</li><li>・買い取り額は、路線価の25%に後退面積を乗じた額です。（隅切りの場合は150%）（後退用地の舗装工事や維持管理は原則市で行いますが、舗装工事については自主整備とすることも可能です。）</li></ul>
無償使用承諾	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有権は移転せずに、後退用地を道路として無償使用することを承諾するものです。</li><li>・後退用地の舗装工事や維持管理を市で行うか、自主で行うか選択できます。</li></ul>
自主管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有権は移転せずに、後退用地の舗装工事や維持管理を自主で行っていただきます。</li></ul>

※いずれの場合においても、後退用地は“道路”とみなされます。私設メーターの設置や駐輪場としての利用などはできません。

### (3) 後退用地の整備・維持管理

後退用地を寄付、買取、無償使用承諾とした場合は、舗装工事を市で行うか、自主整備か、どちらを希望するか示してください。市で整備できるのは表層のアスファルト1層(5cm)分となります。市整備を希望しても、表層より下層の路盤整備(転圧含む)を行っていただきます。

後退用地の形状などにより、市整備を希望した場合でも、自主整備をしていただくこともありますので、道路政策管理課にて協議をしてください。

なお、市整備の場合、希望する期間内に施工できない場合がありますので、事前に道路政策管理課にて調整をしてください。

自主管理とした場合は、舗装工事や維持管理を市では行いません。土地所有者及び管理者にて行っていただきます。

### (4) 建築敷地と道路の測量

建築物の敷地と狭あい道路の測量を実施してください。建築物の敷地は後退用地部分と建築敷地部分の面積がそれぞれわかるようにし、地番が分かれている場合は地番ごとに面積がわかるようにしてください。

## 3. 協議手続き

建築確認申請提出前に、以下の手続きを行ってください。

### (1) 協議申出書の提出

協議申出書様式(要綱第1号様式)に必要事項を記入し、添付書類を付して、正副各1部ずつを道路政策管理課に提出してください。なお、協議申出書様式(要綱第1号様式)は、市のホームページから取得できます。

道路と建築敷地に30cm以上の段差があるため土留めの解体工事、新たな土留めの築造が必要な場合、及び後退用地にあった樹木の移設を行う場合は、着工前に「狭あい道路拡幅整備補助金」の申請をすることで、予算の範囲内において補助金を交付することができます。詳しい手続き方法は道路政策管理課で確認してください。なお、補助金の交付決定がされる前に工事に着手した場合は、補助の対象外となりますので注意してください。

### (2) 現地確認

建築指導課、道路政策管理課で現地確認を行い、提出された協議申出書の内容が現地と相違ないか確認します。現地と配置図などの図面に相違がある場合は、必要に応じて建築主もしくは代理者ととも現地立会いを行い、図面などを訂正していただきます。

### (3) 協議承諾通知書の受領

協議申出書の内容に支障がないことが確認されたときには、協議承諾通知書を交付します。協議承諾通知書の受領後に建築確認申請へ進むようお願いします。

## 4. 整備手続き

協議承諾通知書を受領後、順次以下の手続きを行ってください。

### (1) 後退用地を寄付・買取する場合

①道路政策管理課と直接打ち合わせを行い、手続きを進めてください。

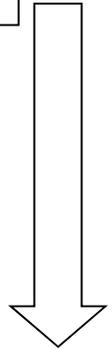
寄付もしくは買取りの手続きを進める過程で、後退用地の面積が変更になった場合は、協議申出書に添付されている図面などの差し替えを行ってください。



自主整備

②市で整備することとなった場合は、外構工事に着手する1ヶ月前までに以下の書類を道路政策管理課に提出してください。自主整備となった場合は不要です。

書類名称	添付書類
整備承諾書（要綱第4号様式） ※自主整備の場合は不要	位置図・配置図・ 後退用地平面図



③市がアスファルト舗装工事を行います。自主整備を希望した場合は道路政策管理課に舗装の仕様を確認し、整備工事を行ってください。

④市整備、自主整備いずれの場合も、整備後は原則として市が後退用地の維持管理を行います。

### (2) 無償使用承諾の場合

①協議承諾通知書を受領後、速やかに以下の書類を道路政策管理課に提出してください。なお、提出前に無償使用承諾書をコピーし、これを土地所有者が保管してください。のちの手続きでも添付が必要になります。

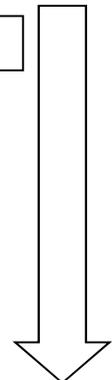
書類名称	添付書類
無償使用承諾書（要綱第3号様式）	・登記事項証明書（登記官印のあるものの原本） ・印鑑登録証明書（原本）



自主整備

②市で整備することとなった場合は、外構工事に着手する1ヶ月前までに以下の書類を道路政策管理課に提出してください。自主整備となった場合は不要です。

書類名称	添付書類
整備承諾書（要綱第4号様式） ※自主整備の場合は不要	位置図・配置図・後退用地平面図



③市整備の場合は市がアスファルト舗装工事を行います。自主整備になった場合は道路政策管理課に舗

装の仕様を確認し、整備工事を行ってください。

④市整備、自主整備いずれの場合も、整備後は原則市が後退用地の維持管理を行います。

### (3) 自主管理の場合

自主管理の場合、手続きは不要です。道路政策管理課に舗装の仕様を確認し、自主整備を行ってください。

### (4) 私道の場合

私道の場合は自主整備になりますので、整備に関しての手続きは必要ありません。維持管理も建築主等が行うものとなります。

### (5) 整備完了後の措置

整備完了後、敷地後退境界点に金属プレートなどの境界標識を設置してください。

## 5. 非課税手続き（無償使用承諾の場合）

無償使用承諾の場合は、後退用地のみ固定資産税を非課税とすることができます。舗装工事完了後に以下の手続きを行ってください。

※寄付・買取りの場合は、後退用地の所有権が市に移転されますので、自動的に非課税となります。

### (1) 公衆用道路認定申請書の提出

無償使用承諾の場合には、後退用地の整備が完了したら、以下の書類を道路政策管理課に提出してください。

書類名称	添付書類
公衆用道路認定申請書（狭あい道路）	・案内図 ・求積図 ・無償使用承諾書写し ※求積図は社判、作成者の記名押印があるもの

### (2) 公衆用道路認定通知書の受領

公衆用道路認定申請書を審査した結果、後退用地の固定資産税の非課税が決定した場合には、公衆用道路認定通知書を交付します。非課税となるのは、認定の翌年からとなります。

## 6. 後退表示プレート

後退用地を寄付・買取り・無償使用承諾とした場合、道路政策管理課が後退表示プレートの貼付を行います。整備が完了したのち、貼付が施されていない場合にはお問い合わせください。





# 記入例

第1号様式（第3条）

申出書の提出日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

## 浦安市狭あい道路拡幅整備に関する協議申出書

（宛先）浦安市長 内田悦嗣

建築主 住所 **浦安市猫実1-1-1**  
氏名 **浦安 太郎**  
電話 **047-351-1111**

浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する敷地内の全ての地番をより、関係図書を添えて協議を申し出ます。

敷地内の全ての地番を記入してください

敷地の所在地	地名地番	浦安市 <b>猫実 1</b> 丁目 <b>1624</b> 番地 <b>2, 3</b>		
	住居表示	浦安市 <b>猫実 1</b> 丁目 <b>1</b> 番 <b>1</b> 号		
土地所有者	住所	<b>浦安市猫実1-1-1</b>		
	氏名	<b>浦安 太郎</b>	電話	<b>047 (351) 1111</b>
敷地の権利関係	<input checked="" type="checkbox"/> 所有地 <input type="checkbox"/> 共同所有地 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> 使用賃借			
建築敷地の概要	建築物の用途	<b>一戸建ての住宅</b>		
	建築物の着工・完成予定年月日	着工	<b>令和2年 5月 1日</b>	予定
		完成	<b>令和2年 12月 15日</b>	予定
	既存の建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	既存の工作物	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
敷地の種別	2項道路	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
	道路の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 市道	<input type="checkbox"/> 市管理道路	<input type="checkbox"/> 本郷
現在の道路の幅を記入してください（最少値と最大値）	道路幅員	<b>2.0~2.2m</b>	道路に接する延長	<b>9.00m</b>
	整備概要	<input checked="" type="checkbox"/> 後退用地面積 <b>8.55 m<sup>2</sup></b>	<input type="checkbox"/> すみ切り用地面積	m <sup>2</sup>

敷地内に、解体前の建物や擁壁・塀などがある場合には「有」にチェックしてください

後退する部分の面積を記入してください

すみ切り部分がある場合は、後退する部分を除いた面積を記入してください

セットバック前の敷地と道路が接している長さを記入してください

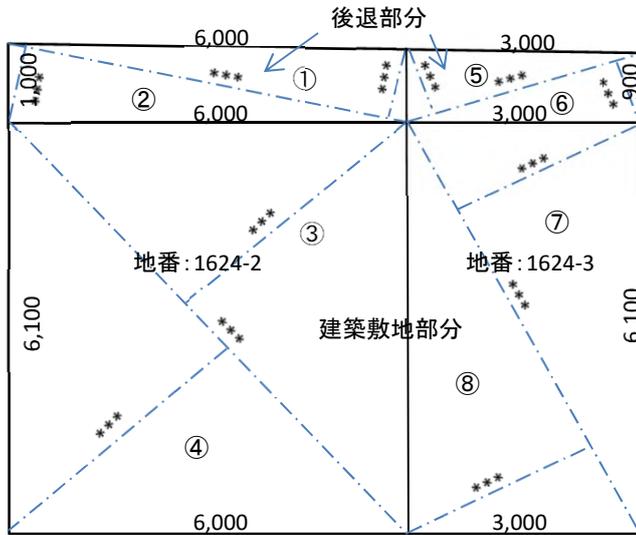
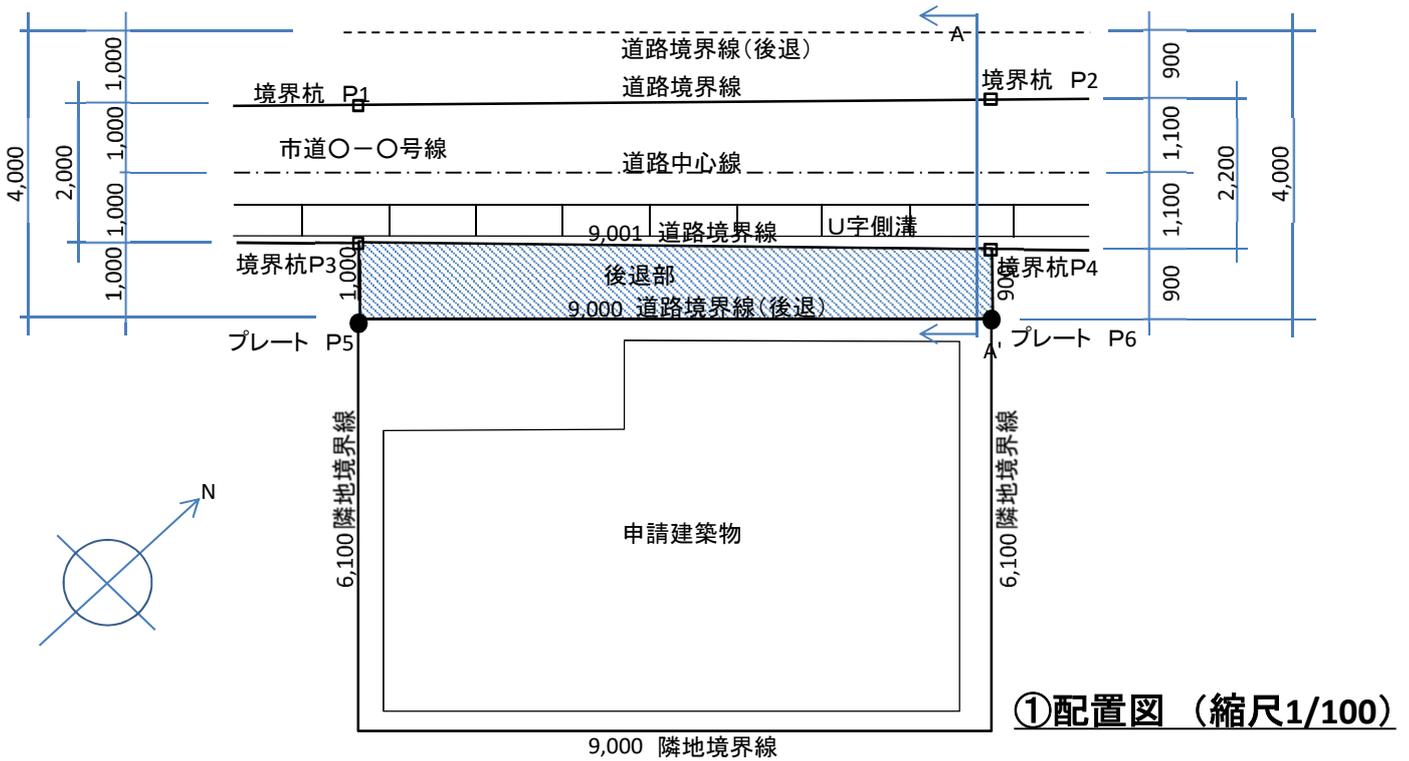
後退用地の権原及び管理に関すること	<input type="checkbox"/> 寄附希望	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権が市に移転するまでの間及び所有権移転が不成立に終わった場合、後退用地等を市が道路として無償で使用することを承諾する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 買取り希望	
	<input type="checkbox"/> 無償使用承諾希望・市管理（市道等に接するものに限る。）	
	<input type="checkbox"/> 自主管理	自主管理の場合は「市整備希望」はできません
後退用地の整備に関すること	<input checked="" type="checkbox"/> 市整備希望	
	<input type="checkbox"/> 自主整備希望	
買取り・寄附用地の状況	道路の境界	<input checked="" type="checkbox"/> 査定済み <input type="checkbox"/> 未査定（査定希望）
	土地の抵当権	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権なし <input type="checkbox"/> 抵当権あり（抹消予定）
工作物等移設の状況 （補助金を希望する場合は記入してください。自主管理の場合は対象外です。）	擁壁撤去	<input type="checkbox"/> 対象あり <input checked="" type="checkbox"/> 対象なし
	擁壁築造	<input type="checkbox"/> 対象あり <input checked="" type="checkbox"/> 対象なし
	樹木移設	<input type="checkbox"/> 対象あり <input checked="" type="checkbox"/> 対象なし
固定資産税の非課税措置希望 （無償使用承諾の場合対象です。）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	道路と敷地の段差が 30 c m 以上ある場合や一定の大きさ以上の樹木を移設する場合は予算の範囲内において補助金対象となります。詳しくはお問い合わせください。
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 求積図 <input checked="" type="checkbox"/> 公図の写し <input checked="" type="checkbox"/> 委任状	

注

- 1 該当する□にレ印を記入をしてください。
- 2 「2項道路」とは、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道をいう。
- 3 申出書は、正1部・副1部を提出してください。

代理者 (連絡先)	氏名	浦安 次郎    電話 047 (351) 0000
	建築士事務所名	(株)浦安設計事務所    電話 047 (351) 0000
	所在地	浦安市猫実 1-2-3

※図面には、作成者の記名・職名・押印をしてください。



地番:1624-2

後退部分			
符号	底辺	高さ	倍面積
①	***	***	***
②	***	***	***
倍面積合計			***
面積合計			***

建築敷地部分			
符号	底辺	高さ	倍面積
③	***	***	***
④	***	***	***
倍面積合計			***
面積合計			***

後退部分	*** m <sup>2</sup>
建築敷地部分	*** m <sup>2</sup>
総合計	*** m <sup>2</sup>

地番:1624-3

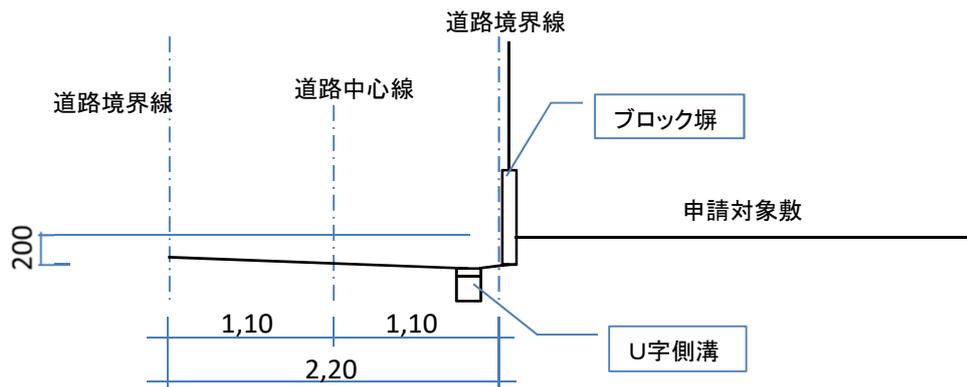
後退部分			
符号	底辺	高さ	倍面積
⑤	***	***	***
⑥	***	***	***
倍面積合計			***
面積合計			***

建築敷地部分			
符号	底辺	高さ	倍面積
⑦	***	***	***
⑧	***	***	***
倍面積合計			***
面積合計			***

②敷地求積図

③敷地求積表



④敷地断面図 A-A' (縮尺1/50)

## <協議申出書添付書類チェックリスト>

### 案内図

- 申請対象敷地を赤枠で明記する

### 配置図（※別紙記入例参照）

- 方位を明記する
- 申請対象敷地の形状、寸法を明記する
- 2項道路の道路境界線、幅員寸法を明記する
- 2項道路の中心線、道路境界線までの寸法を明記する
- 2項道路と申請対象敷地の接道長さを明記する
- 後退後のみなし道路境界線、幅員寸法、後退寸法を明記する
- 境界プレートなどがある場合はその位置を明記する
- 新築建物の外形を明記する
- 縮尺を明記する

### 敷地断面図（※別紙記入例参照）

- 現況の敷地断面形状を明記する
- 道路と建物敷地の高低差を明記する
- 擁壁、塀がある場合はその形状と高さを明記する
- 道路と建築敷地に高低差がない場合は省略可
- 縮尺を明記する

### 求積図（※別紙記入例参照）

- 後退部分、残りの建築敷地部分の各面積を求積表で算出する
- 求積表に必要な寸法を明記する
- 地番が複数に分かれている場合は地番ごとに算出する

### 公図の写し

- 申請対象敷地を赤枠で明記する

### 委任状

- 申出書に記載されている代理人と同じであることを確認する

### 道路境界確定図

- 道路境界確定図の写し  
(確定していない場合は、道路中心の根拠を明確にすること。)

※事前に後退用地の権原・管理・後退用地の整備について道路政策管理課と調整を図ること。

別記第1号様式(第3条)

年 月 日

浦安市狭あい道路拡幅整備に関する協議申出書

(宛先)浦安市長 内田悦嗣

建築主 住 所

氏 名

電 話

浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱第3条の規定により、関係図書を添えて協議を申し出ます。

敷地の所在地	地名地番	浦安市	丁目	番地
	住居表示	浦安市	丁目	番 号
土地所有者	住 所			
	氏 名	電話 ( )		
敷地の権利関係	<input type="checkbox"/> 所有地 <input type="checkbox"/> 共同所有地 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> 使用賃借			
建築敷地の概要	建築物の用途			
	建築物の着工・完成予定年月日	着工	年 月 日	予定
		完成	年 月 日	予定
	既存の建築物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	既存の工作物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
敷地に接する道路の概要	2項道路	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
	道路の種別	<input type="checkbox"/> 市道	<input type="checkbox"/> 市管理道路	<input type="checkbox"/> 私道
	道路幅員	m	道路に接する延長	m
整備概要	<input type="checkbox"/> 後退用地面積		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> すみ切り用地面積
			m <sup>2</sup>	

後退用地の権原及び管理に関すること	<input type="checkbox"/> 寄附希望 <input type="checkbox"/> 買取り希望 <input type="checkbox"/> 無償使用承諾希望・市管理(市道等に接するものに限る。) <input type="checkbox"/> 自主管理	<input type="checkbox"/> 所有権が市に移転するまでの間及び所有権移転が不成立に終わった場合、後退用地等を市が道路として無償で使用することを承諾する。
後退用地の整備に関すること	<input type="checkbox"/> 市整備希望 <input type="checkbox"/> 自主整備希望	
買取り・寄附用地の状況	道路の境界	<input type="checkbox"/> 査定済み <input type="checkbox"/> 未査定(査定希望)
	土地の抵当権	<input type="checkbox"/> 抵当権なし <input type="checkbox"/> 抵当権あり(抹消予定)
工作物等移設の状況 (補助金を希望する場合は記入してください。自主管理の場合は対象外です。)	擁壁撤去	<input type="checkbox"/> 対象あり <input type="checkbox"/> 対象なし
	擁壁築造	<input type="checkbox"/> 対象あり <input type="checkbox"/> 対象なし
	樹木移設	<input type="checkbox"/> 対象あり <input type="checkbox"/> 対象なし
固定資産税の非課税措置希望 (無償使用承諾の場合対象です。)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 敷地断面図 <input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 委任状	

注

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「2項道路」とは、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道をいう。
- 3 申出書は、正1部・副2部を提出してください。

代理者 (連絡先)	氏名	電話 ( )
	建築士事務所名	電話 ( )
	所在地	

第3号様式（第7条）

浦安市狭あい道路拡幅整備に関する無償使用承諾書

年 月 日

（宛先）浦安市長 内田悦嗣

土地所有者 住所  
氏名 ⑩  
電話 ( )

土地所有者 住所  
氏名 ⑩  
電話 ( )

建築主等 住所  
氏名 ⑩  
電話 ( )

浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱第7条の規定により、後退用地等を一般の交通の用に供する道路として、市が無償で使用することを承諾します。

なお、当該土地の所有権を移転する場合は、この無償使用承諾について新たな所有者に継承することを誓約します。

記

協議承諾番号 年 月 日 第 号

不動産の表示				
地名	地番	地目	地籍	内セットバック部分面積

※添付書類 登記簿謄本及び印鑑証明書

第3号様式（第7条）

浦安市狭あい道路拡幅整備に関する無償使用承諾書

年 月 日

（宛先）浦安市長 内田悦嗣

土地の登記事項証明書に記載されている所有者すべてを記入してください。

実印での押印をお願いします。

土地所有者 住所氏名 電話 ( ) ㊞

土地所有者 住所氏名 電話 ( ) ㊞

建築主等 住所氏名 電話 ( ) ㊞

浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱第7条の規定により、後退用地等を一般の交通の用に供する道路として、市が無償で使用することを承諾します。

なお、当該土地の所有権を移転する場合は、この無償使用承諾について新

承諾通知書の番号です。  
不明な場合は空欄で結構です。

記

協議承諾番号 年 月 日 第 号

不動産の表示				
地名	地番	地目	地籍	内セットバック部分面積

※添付書類 登記簿謄本及び印鑑証明書

法務局から交付された登記官印のあるもの。（原本）

第4号様式（第8条）

浦安市狭あい道路拡幅整備に関する承諾書

年 月 日

（宛先）浦安市長 内田悦嗣

住所  
土地所有者 氏名  
（自署） 電話 （ ）

住所  
土地所有者 氏名  
（自署） 電話 （ ）

住所  
建築主等 氏名  
（自署） 電話 （ ）

（※記名の場合は、押印のこと）

浦安市建築行為等に係る狭あい道路の拡幅整備に関する要綱第8条の規定により、後退用地等を市が拡幅整備することを承諾します。

記

（1）協議承諾番号 年 月 日 第 号

（2）施工箇所 浦安市

（3）施工者 住所：  
会社名：  
担当者名：  
連絡先：

（4）添付書類 位置図・配置図・後退用地平面図・別紙

<別紙>

協議番号	令和 年 月 日 浦道管第	
敷地の所在地	土地地番	浦安市 丁目 番
	住居表示	浦安市 丁目 番 号
整備概要	後退用地面積	m <sup>2</sup>
	すみ切り用地面積	m <sup>2</sup>
整備希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
建築物の着工・ 完成予定年月日	着工	令和 年 月 日 予定
	完成	令和 年 月 日 予定
施工業者	住所： 会社名： 担当者名： 連絡先：	
添付書類	位置図、配置図、後退用地平面図	
備考		

<記入例>

第4号様式（第8条）

浦安市狭あい道路拡幅整備に関する承諾書

年 月 日

浦安市長 様

登記上の土地所有者全員の記載

住所  
土地所有者 氏名  
(自署) 電話 ( )

住所  
土地所有者 氏名  
(自署) 電話 ( )

住所  
建築主等 氏名  
(自署) 電話 ( )

(※記名の場合は、押印のこと)

承諾通知書をみて記入してください。不明な場合は未記入としてください。

浦安市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱第8条の規定に基づき、本拡幅整備することを承諾します。

記

(1) 協議承諾番号 年 月 日 第 号

(2) 施工箇所 浦安市

(3) 施工者 住所：  
会社名：  
担当者名：  
連絡先：

(4) 添付書類 位置図・配置図・後退用地平面図・別紙様式

# 記入例

<別紙>

承諾通知書の文書番号を記入してください。

協議番号	令和**年 **月**日 浦道管第8号-**		
敷地の所在地	土地地番	浦安市 <b>猫実1</b> 丁目***番**	
	住居表示	浦安市 <b>猫実1</b> 丁目1番1号	
整備概要	後退用地面積	8.55 m <sup>2</sup>	
	すみ切り用地面積	m <sup>2</sup>	
整備希望日	令和2年11月1日～令和2年11月5日		
建築物の着工・完成予定年月日	着工	令和2年5月1日	予定
	完成	令和2年12月15日	予定
施工業者	住所	浦安市 <b>猫実1</b> 丁目19-22	
	会社名	<b>猫実建設</b>	
	担当者名	<b>猫実 三郎</b>	
	連絡先	047-351-xxxx	
添付書類	位置図、配置図、後退用地平面図		
備考			

舗装工事が可能となる日を記入してください。

狭あい協議で添付した案内図、求積図、新築時の配置図の最新版を添付してください。

<別紙>

協議番号	令和 年 月 日 浦道管第
敷地の所在地	土地地番 浦安市 丁目 番
	住居表示 浦安市 丁目 番号
整備概要	後退用地面積 $m^2$
	すみ切り用地面積 $m^2$
整備希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
建築物の着工・ 完成予定年月日	着工 令和 年 月 日 予定
	完成 令和 年 月 日 予定
施工業者	住所： 会社名： 担当者名： 連絡先：
添付書類	位置図、配置図、後退用地平面図
備考	

(別紙 1)

公衆用道路認定申請書 (狭あい道路)

年 月 日

(宛先) 浦安市長 内田悦嗣

住 所

所有者 氏 名 ㊟

電 話

下記の土地は、地方税法第348条第2項第5号に規定する公衆用道路でありますので認定願いたく申請いたします。

所 在 地	地 目	地 積	道路使用面積	分筆の有無	備 考
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

- ◎添付書類
- ・案内図
  - ・求積図(作製者の職・記名・押印)
  - ・無償使用承諾書の写し

# 記入例

(別紙 1)

## 公衆用道路認定申請書 (狭あい道路)

提出日を記入してください

令和3年12月1日

(宛先) 浦安市長 内田悦嗣

土地所有者からの申請としてください

所有者

住所 浦安市猫実1-1-1

氏名 浦安 太郎

電話 047-351-1111

印

自署であれば押印不要

下記の土地は、地方税法第348条第2項第5号に規定する公衆用道路でありますので認定願いたく申請いたします。

所在地	地目	地積	道路使用面積	分筆の有無	備考
猫実1丁目1624-2	宅地	42.30 m <sup>2</sup>	5.70 m <sup>2</sup>	無	
猫実1丁目1624-3	宅地	21.15 m <sup>2</sup>	2.85 m <sup>2</sup>	無	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

無償使用承諾書と同じ記載内容としてください

◎添付書類

- ・案内図
- ・求積図(作製者の職・記名・押印)
- ・無償使用承諾書の写し